別表第二の八の項を削り、同表九の項中「第9条第1項第5号」を「第9条第1項第4号」に改め、同項を同表八の項とし、同表十の項中「第9条第1項第6号」を「第9条第1項第5号」に改め、同項を同表九の項とし、同表中十一の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

様式第二の注1中「、第9条第1項第4号」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、電気通信番号規則第二十条の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第四号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2　この省令による改正後の電気通信番号規則第二十条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十八第二表の注1中「第6号まで」を「第5号まで」に改め、同表の注2中「（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）」を削る。

様式第二十九の表の六の項を削り、同表の七の項中「第9条第1項第5号」を「第9条第1項第4号」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の八の項中「第9条第1項第6号」を「第9条第1項第5号」に改め、同項を同表の七の項とし、同表中九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同表の注2中「11の項」を「10の項」に改める。

別表第十一の六の項を削り、同表の七の項中「第9条第1項第5号」を「第9条第1項第4号」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の八の項中「第9条第1項第6号」を「第9条第1項第5号」に改め、同項を同表の七の項とし、同表中九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同表の注2中「11の項」を「10の項」に改める。

告　示

○宮内庁告示第一号

平成二十七年歌会始のお題は、次のように定められた。

本

平成二十六年一月十五日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省告示第四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十六年一月十五日

総務大臣臨時代理

国務大臣　田村　憲久

名称	公明党本部周辺地域	
期間	平成二十六年一月十七日から平成二十七年一月十六日まで	
地域	東京都新宿区	南元町
		信濃町
	東京都港区	霞岳町（環状三号線（外苑東通り）の部分及び同線の東側部分に限る。）
		元赤坂二丁目（二番に限る。）
		北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。）
備考	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

○法務省告示第八号

北海道虻田郡洞爺湖町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年一月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道虻田郡虻田町字本町十六番地　阿部　美一

○法務省告示第九号

島根県益田市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年一月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

島根県美濃郡中西村大字白上イ二百八十八番地　坂本　忠夫

○法務省告示第十号

埼玉県鴻巣市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年一月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

埼玉県北足立郡箕田村大字箕田二千四十二番地　渡邉　政子

○法務省告示第十一号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十六年一月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会

二　名称　第九回土地家屋調査士特別研修

三　期間　平成二十六年二月七日から同年四月五日まで

四　内容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査を実施する。

○法務省告示第十二号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十六年一月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

一　実施法人　日本司法書士会連合会

二　名称　第十三回司法書士特別研修

三　期間　平成二十六年一月二十五日から同年三月二日まで

四　内容　基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義を実施する。

○厚生労働省告示第七号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第九条第一項の規定に基づき、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年一月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する基本的な方向

一　現状

造血幹細胞とは、骨髄、臍帯血等に多く含まれている血液のもととなる細胞であり、造血幹細胞移植は、血液のがんと言われる白血病等に有効な治療法である。これにより、通常の抗がん剤投与よりも強力な治療が可能になるほか、造血機能の回復、免疫系異常や代謝異常の改善等の治療効果が期待される。

代表的な血液がんである白血病及び悪性リンパ腫の患者数をみると、それぞれ約七千人、約一万三千人（平成二十三年厚生労働省患者調査）となっている。これらの患者に対しては、化学療法、放射線療法等が行われ、一部の患者については造血幹細胞移植が行われる。

こうした中、高齢化に伴う骨髄異形成症候群等の患者の増加や、骨髄非破壊的前処置の進歩による移植年齢の上限の引上げ等を受けて、高齢者を中心に造血幹細胞移植の実施件数は増加している。一方で、分子標的治療薬等の新薬開発等により、造血幹細胞移植の実施件数が減少している疾患も存在している。

平成二十四年度における非血縁者間での造血幹細胞移植の件数を移植細胞ソース別にみると、骨髄移植が千三百二十三件、末梢血幹細胞移植が十五件（公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）調べ）、臍帯血移植が千百九十九件（日本さい帯血バンクネットワーク調べ）となっている。また、造血幹細胞の提供に係る医療機関の状況をみると、骨髄については、非血縁者間骨髄採取認定施設が百七十二施設、非血縁者間